

山形広域環境事務組合公印管理規程

〔昭和49年4月
共衛訓令第2号〕

改 正 昭和52年8月共衛訓令第3号 昭和54年7月共衛訓令第3号
平成 2年4月共衛訓令第1号 平成 4年3月共衛訓令第4号
平成7年3月山広環訓令第4号 平成13年3月山広環訓令第3号
平成19年3月山広環訓令第3号 平成23年3月山広環訓令第3号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、この組合の公印の保管及び使用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する庁印及び職印をいう。

(公印の名称、様式、使用区分等)

第3条 公印の名称、形状、寸法、書体、使用区分、個数及び公印の管守する者（以下「管守者」という。）は、別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 管守者は、その管守する公印を確実に保管しなければならない。

(総括)

第5条 公印に関する事務は、事務局長が総括する。

(公印の新調及び廃止)

第6条 管守者は、公印を新調し、又は廃止しようとするときは、管理者の決裁を受けなければならない。

(公印の登録及び抹消)

第7条 管理課長は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、前条に定める公印につき、これを登録し、又は登録の抹消をしなければならない。

（平2訓令1、平7訓令4、平13訓令3・一部改正）

(公印の使用)

第8条 公印は、正規の勤務時間内において使用しなければならない。ただし、管守者が特にやむを得ないと認め、あらかじめ承認を与えた場合は、この限りでない。

2 公印は、特に管守者の承認を受けた場合のほか、持ち出して使用することができない。

第9条 公印を使用しようとする者は、決裁済の原議書（以下「原議書」という。）に公印を必要とする文書を添えて管守者に示し、その審査を受けなければならない。

2 前項の審査は、原議書が適正な専決者又は代決者の決裁を得ているかどうか及び公印を必要とする文書が原議書に適合しているかどうかについて行うものとする。

（印影の印刷による押印）

第10条 公文書を多数印刷する場合において、管理者が必要と認めるときは、公印を原寸で又は縮小若しくは拡大して当該文書に印刷することにより、当該公印の押印に代えることができる。

（平7訓令4・追加）

（印影印刷の承認）

第11条 前条の規定に基づき公印の印影を印刷しようとするときは、管理課長は、公印印影印刷承認申請書（別記様式第2号）により、管理者の承認を受けなければならない。

（平7訓令4・追加、平13訓令3・一部改正）

（保管等）

第12条 管理課長は、印影を印刷した公文書を厳重に保管し、公印印影印刷物受払台帳（別記様式第3号）により、常にその受け払いを明確にしなければならない。

（平7訓令4・追加、平13訓令3・一部改正）

（廃止した公印の保存）

第13条 管理課長は、廃止した公印を次の区分により保存しなければならない。

1 組合印及び管理者印にあつては、永久

2 前号以外の公印にあつては、廃止した日から10年

2 管理課長は、廃止した公印の保存期間が経過したときは、これを焼却その他の方法により処分しなければならない。

（平2訓令1、平7訓令4、平13訓令3・一部改正）

（公印の事故届）

第14条 管守者は、その管守する公印について紛失、損傷、その他事故が生じたときは、直ちに公印事故届（別記様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（平7訓令4・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に使用している公印にあっては、第6条の規定により新調されたものとみなす。

附 則 (昭和52年8月改正)

この訓令は、昭和52年8月25日から施行する。

附 則 (昭和54年7月改正)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年4月改正)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月改正)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月改正)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月改正)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月改正)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月改正)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別 表（昭和５２訓令３、昭和５４訓令３、平２訓令１、平４訓令４、平７訓令４、
平１３訓令３、平１９訓令３、平２３訓令３・一部改正）

種類	名 称	形状	寸 法	書 体	使用区分	個数	管 守 者
庁印	山形広域環境 事務組合 印	角印	方 ミリメートル 21	れい書	公 文 書	1	管理課長
職印	山形広域環境 事務組合 管理者の印	〃	〃 〃	〃	〃	1	〃
〃	山形広域環境 事務組合 管理者職務代理 者の印	〃	〃 〃	〃	〃	1	〃
〃	山形広域環境 事務組合 副管理者の印	〃	〃 〃	〃	〃	1	〃
〃	山形広域環境 事務組合 会計管理者の印	〃	〃 〃	〃	〃	1	会 計 担 当 参 事
〃	山形広域環境 事務組合 事務局長の印	〃	〃 〃	〃	〃	1	管理課長

別 記

様式第 1 号 （平 7 訓令 4 ・ 一部改正）

公 印 台 帳

印 影		登 録 年 月 日	年 月 日	管 守 者	
		種 類			
		名 称		備 考	
		使 用 区 分			
		廃 止 年 月 日			
		登 録 抹 消 年 月 日			

様式第 2 号 （平 1 3 訓令 3 ・ 一部改正）

庁 内
年 月 日

山形広域環境事務組合管理者 様

管理課長

公 印 印 影 印 刷 承 認 申 請 書

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 公印の種類
- 2 公印の名称
- 3 印影の寸法
- 4 管守者
- 5 印刷物の種類
- 6 印刷物の用途
- 7 印刷物の枚数
- 8 印影の印刷を必要とする理由

様式第 3 号

公 印 印 影 印 刷 物 受 払 台 帳

			種 類		
年 月 日	摘 要	公 印 印 影 印 刷 物			受領者
		受	払	残 高	
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

様式第 4 号 （平 1 3 訓令 3 ・ 一部改正）

庁 内
年 月 日

山形広域環境事務組合管理者 様

管理課長又は
会計担当参事

公 印 事 故 届

管守している公印について、下記の事故が発生したので、山形広域環境事務組合公印
管理規程第 1 4 条の規定により届けます。

記

- 1 公印の種類
- 2 公印の名称
- 3 公印の使用区分
- 4 事故発生年月日（事故発生を知った年月日）
- 5 事故の内容
- 6 その他参考事項